

稚内市スポーツ少年団設置規程

(総 則)

第 1 条 一般財団法人稚内市スポーツ協会(以下「協会」という。)定款第 36 条の規定に基づいて設置された稚内市スポーツ少年団(以下「少年団」という。)に関することを定める。

第 2 条 少年団は、稚内市内の単位スポーツ少年団をもって構成する。

(目 的)

第 3 条 少年団は、各スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な発達に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 少年団は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団の育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の登録と活動の普及
- (3) リーダー並びに少年団指導者の養成と活用
- (4) スポーツ少年団の広報活動及び活動に関する調査研究
- (5) スポーツ少年団活動のための施設の充実促進
- (6) スポーツ少年団の顕彰
- (7) 関係団体との連携
- (8) その他目的達成に必要な事業

第 5 条 少年団は前条の事業及び予算・決算について、協会理事会の決議に基づいて実施する。

(登 録)

第 6 条 少年団への加入は登録をもって行う。

2 登録に関しては、日本スポーツ少年団登録規程及び施行細則に準じる。

(委 員)

第 7 条 少年団に 10 人以上 20 人以内の委員を置く。

2 委員の内 1 人を本部長、2 人を副本部長とする。

第 8 条 委員の選出は、各種目及び専門部会から 1 人とする。

2 前項の他、協会理事並びに学識経験者等関係機関より協会会長(以下「会長」という。)が指名した若干名を委員とする。

(本部長及び副本部長の選任と職務)

第 9 条 本部長は、協会理事会の議決を得て会長が委嘱する。

2 本部長は少年団を代表し、団務を統轄する。

第 10 条 副本部長は、本部長が委員会に諮って選出し会長が委嘱する。

2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した副本部長がその職務を行う。

(任 期)

第 11 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員の補充をする。ただし、任期は前任者の残任期間とし、増員による委員の任期は、ほかの委員の残任期間とする。

3 委員は、任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行う。

(委員会)

第 12 条 委員会は、第 7 条に定める委員をもって構成し、市内のスポーツ少年団の育成と少年スポーツの振興に関する事項を審議する。また、必要に応じて協会理事会に意見を具申するとともに、協会理事会の諮問に応じる。

2 委員会は年 1 回以上開催し、本部長がこれを招集し議長となる。ただし、本部長が緊急に委員会開催を認めたときは招集することができる。

3 前項のほか、委員の 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示した請求があったときは、本部長は臨時の委員会を招集しなければならない。

第 13 条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2 委員が委員会に出席できないときは、議決権を他の委員に委任することができる。ただし、この場合委任した委員は出席とみなす。

第 14 条 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決め、可否同数のときは議長がこれを決める。

(専門部会)

第 15 条 少年団に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会についての必要な事項は、委員会の決定を得て別に定める。

(会計)

第 16 条 少年団の予算は、協会の会計とし登録料、負担金、補助金及び事業収入をもって支弁し、定款の定めるところにより処理する。

(事務局)

第 17 条 少年団の事務は、協会事務局において処理する。

(補則)

第 18 条 この規程は、委員会の 3 分の 2 以上の同意を得たのち、協会理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から変更施行する。
- 3 この規程は、平成 29 年 9 月 8 日から変更施行する。
- 4 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から変更施行する。
- 5 この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から変更施行する。